

認知症カフェ運営の手引き

各務原市

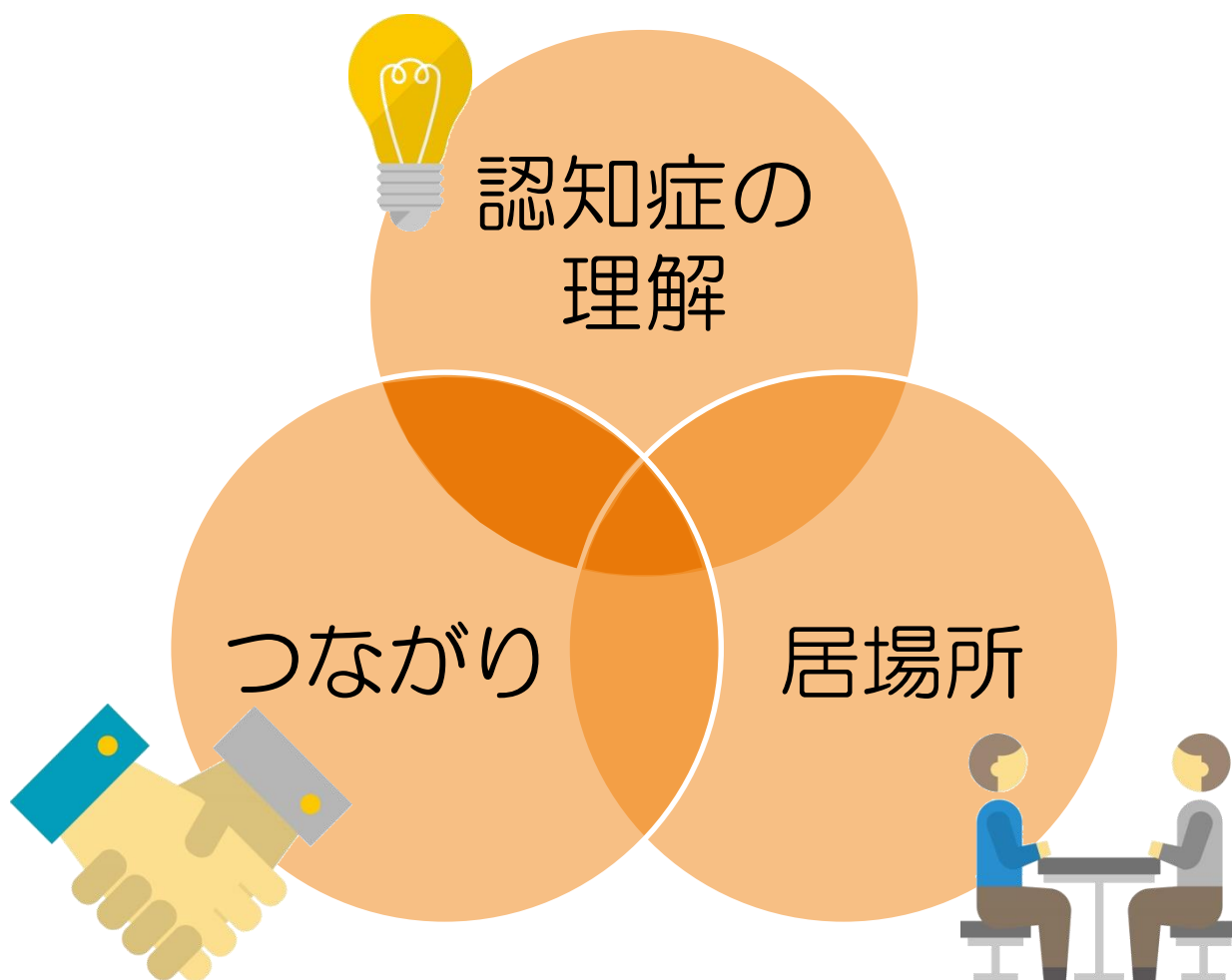
目次

1. 認知症カフェとは……………	3
2. 認知症カフェの目的……………	4
3. 認知症カフェの効果……………	5
4. 認知症カフェ開設までの準備……	6
5. 認知症カフェの内容……………	7
6. 留意事項について……………	8
7. 相談・お問い合わせ……………	9
8. 各務原市認定認知症カフェ事業…	10

1. 認知症カフェとは

認知症カフェとは、認知症の方やそのご家族、また認知症に関心のある方や医療・福祉の専門職など、誰でも気軽に参加できる場所のことです。認知症に理解のあるスタッフが常駐していますので、気兼ねなく日頃の悩みの相談や介護などの情報交換等を行うことができます。

認知症カフェは、認知症の方を地域で支えるための関係づくりの拠点となることが求められています。



2. 認知症カフェの目的

1. 認知症の理解を深める

認知症といっても症状はさまざまで、認知症について知る機会は少なく、十分に理解が進まない状況となっています。

認知症になっても、ほんの少しの思いやりや心配りで、皆が穏やかな気持ちで過ごせることを、認知症カフェを通して知ってもらうことはカフェ運営の大きな目的です。

2. 認知症の相談・支援につなぐ

認知症の方とその家族への支援は、いかに支援者と早く出会うことができるかがポイントとなります。「認知症カフェ」はそのつなぎの役割となることが期待されています。そのため、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員などと連携を図っていく必要があります。

3. 居場所づくり

認知症の方が認知症カフェを訪れることで、人との出会いの場となり、社会とのつながりを感じ、「自分は一人ではない」ということに気づくことができます。また、信頼できる専門職や地域の人たちとの出会いは、今後の暮らしに良い影響を与えてくれるかもしれません。認知症カフェにより、認知症になっても希望が持てる地域となることが期待されます。

高齢者サロンやデイサービスとの違い



認知症カフェは、高齢者を対象とした茶話会のような高齢者サロンやケアを目的としたデイサービスとは少し違います。デイサービスのような送迎はないため、参加者同士で乗り合うなどの協力が必要となります。

認知症カフェでは、本人やそのご家族、地域住民、専門職等がお互いの立場を尊重しながら参加し、個別の問題の解決に向けて共に解決策を探していける場となることが期待されます。

3. 認知症カフェの効果

ご本人への効果



- 社会とのつながりが持てる
- 仲間と出会える
- 自分のペースで安心して過ごせる

ご家族への効果



- 認知症の情報がある、相談ができる
- ご家族同士で交流や情報交換ができる

地域住民への効果



- 認知症の理解が深まる
- 地域住民のつながりが構築できる

専門職への効果

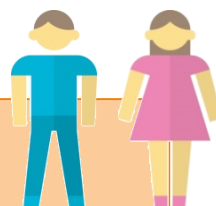


- ご本人は利用者としてではなく、仲間としてかわることができる
- ご本人やご家族の新しい一面を発見することができる

4. 認知症カフェ開設までの準備（参考）

仲間集め

運営主体は？ 個人 or 団体
専門職や介護の経験がある方はいますか？



場所と物品の確保、内容の検討

認知症カフェの名称
開催場所（利用可能人数）
開催日数・時間
認知症カフェの内容（※7ページ参照）など



費用を決める

飲み物やお菓子代などの実費分（100～300円程度）など



参加の呼びかけ・地域へのPR

チラシを作成し、地域住民等へPRしましょう



5. 認知症カフェの内容

認知症カフェといっても、内容や運営方法は様々です。どのような認知症カフェにするのかは、スタッフ全員で決めることが大切です。

目的を明確にして、内容の計画を立てましょう。

認知症カフェの開催方法(例)

学び

講座などの学びの時間を取り入れて、認知症の啓発や情報発信を行うタイプ。学んだ後に、お茶を飲みながらお話を楽しむ時間があるといいですね。



楽しみ

特別なプログラムは準備せず、ゆっくりとお茶を飲みながらお話を楽しむタイプ。誰でも気軽に参加できるカフェです。



相談・共感

認知症に詳しい専門職等に相談できたり、ご家族やご本人など立場が同じ人同士で話をして共感したりできるタイプ。家族の方の介護負担の軽減にもつながります。



6. 留意事項について

ふりかえり

ふりかえりの機会を持ちましょう。次につなげるための大切な時間となります。必要に応じて、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員に相談してください。

参加者への対応について

参加者の皆さんが安心して過ごせるような配慮をお願いします。

運営スタッフの育成

研修などには積極的に参加するようにしましょう。

食品衛生管理

「福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針」において、認知症カフェ等は営業許可の対象としていませんが、場合によっては保健所の許可が必要になりますので、管轄の保健所へ相談してください。

個人情報の取り扱い

認知症カフェで扱う個人情報の取り扱いには十分ご注意ください。

開催日に台風等の悪天候が予想される場合について

開催案内チラシに台風等の悪天候となった場合の実施について明記しておくことをお勧めします。

7. 相談・お問い合わせ

お住まいの地域の地域包括支援センターへご相談ください。

地域包括支援センター

担当小学校区	名称	住所／電話
各務、八木山、中央1※	地域包括支援センター カーサ・レスパート	各務おがせ町9丁目282 ☎058-381-3800
那加第一、尾崎、蘇原第一	地域包括支援センター 飛鳥美谷苑	那加西市場町7丁目285-1 ☎058-371-3081
鵜沼第一、鵜沼第三、緑苑	地域包括支援センター ジョイフル各務原	鵜沼小伊木町3丁目170-1 ☎058-379-2521
陵南、鵜沼第二、中央2※	地域包括支援センター フェニックス・かかみ野	鵜沼各務原町6丁目50 ☎058-384-8844
那加第二、那加第三、蘇原第二	地域包括支援センター 社会福祉協議会	那加桜町2丁目163 ☎058-383-7624
稲羽西、稲羽東	地域包括支援センター つつじ苑	大佐野町2丁目58 ☎058-371-2226
川島	地域包括支援センター リバーサイド川島園	川島河田町1348 ☎0586-89-2979

※各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しています。

8. 各務原市認定認知症カフェ事業

各務原市では、一定要件を満たした認知症カフェの認定を行い、広報及び活動支援を行います。

支援内容

<広報支援>

- ・市ウェブサイト及び市広報紙に掲載
- ・認定カフェ紹介ガイドブックへの掲載
- ・認定カフェのぼり旗の貸与

<活動支援>

- ・認知症サポーターのボランティア派遣
- ・保険の加入

申請方法

申請書等関係書類を提出（10月より認定開始）

※様式は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※詳細は市ウェブサイトをご確認ください。



<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/kenkofukushi/koureisha/1002522/1002524.html>

【問い合わせ先】

各務原市高齢福祉課地域包括ケア推進室

TEL:058-383-7258 FAX:058-383-6365